破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１５８号
群馬県高崎市台新田町307番地　綿貫市営住宅22棟　第239号、住民票上の住所群馬県前橋市上青梨子町175番地２
債務者　大澤　若菜（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１７８号
函館市宝来町14番27号　介護老人保健施設ゆとりろ、住民票上の住所函館市亀田港町63番20号
債務者　伊勢谷勝彦
1　決定年月日時　平成28年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１８０号
函館市中島町９番11号　山崎ビル302、住民票上の住所函館市中島町９番10号　ワタナベ方
債務者　岡田　美佳
1　決定年月日時　平成28年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１６１号
群馬県高崎市上佐野町888番地１　田胡ハイツＢ202号
債務者　柿澤　泰邦
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１６４号
群馬県高崎市下室田町649番地４
債務者　大澤　章代
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１５５号
群馬県高崎市上豊岡町1060番地　市住５号棟524号
債務者　野澤千鶴子
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１６５号
群馬県高崎市倉賀野町1803番地６　シャルム高崎倉賀野604号
債務者　永見　夏生
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１７０号
群馬県高崎市下大類町785番地
債務者　高橋　瑞穂
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第５６４８号
東京都葛飾区高砂３丁目２－11
債務者　田中　正男
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６４９号
東京都江戸川区中葛西２丁目25－４－101
債務者　萩原　孝一
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６５０号
千葉県松戸市五香南１丁目23－１－304
債務者　萩原　惠子
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６９４号
東京都新宿区築地町16　ライオンズマンション神楽坂第３　205
債務者　松元　　努
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６９５号
東京都大田区東雪谷３丁目19－10－101
債務者　田中　奈美
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６９６号
東京都足立区東和３丁目18－11－503
債務者　小野寺幸枝
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６９７号
東京都東久留米市下里７丁目８－９－308
債務者　川合ヤイ子
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６９８号
東京都練馬区氷川台３丁目37－２
債務者　佐藤　水子
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部